

議案第 97 号

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年守谷市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 7 年 12 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 9 7 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、既存の引用条項にずれが生じるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) から (4) まで (略)	(損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) から (4) まで (略)